

教育モニター 様

「岐阜県の青少年関係条例」について、ご意見をいただき、ありがとうございました。

平成26年10月の青少年健全育成条例の改正に伴い、県教育委員会としましては、保護者向けのリーフレットの配布及びネット安全・安心ぎふコンソーシアムによる普及・啓発活動（別紙）を行っています。

ネット安全・安心ぎふコンソーシアムは県教育委員会、県警、知事部局などの行政機関、学識経験者、PTA連合会、青少年関係団体等を構成員とするもので、青少年が安全にインターネットを利用できる環境の整備を目的としております。

また、平成26年12月に施行された家庭教育支援条例につきましても、県教育委員会としましては、今後、積極的に普及・啓発に取り組んでまいります。図書館等に家庭教育啓発コーナーを設置して家庭教育の実践事例を広く紹介したり、親子で話し合い、家庭内の約束を決めて実践する「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を展開したりしていきます。

ご意見にありました関係機関の連携につきましては、総合的に家庭教育を推進していけるように、教育委員会が事務局となり、関係各課の連絡会議や保護者、学校関係者、地域住民、市町村関係者等から構成する家庭教育推進委員会の準備を進めているところでございます。

今後は、いただいたご意見を参考にし、教育委員会としまして、保護者をはじめ県民の皆様幅広く周知し、理解を深めていただくよう関係機関と一層の連携を取って進めてまいります。

今回教育モニター様からご意見いただきましたことを感謝申し上げますとともに、今後ともご支援のほどお願い申し上げます。

平成27年3月19日

岐阜県教育委員会
教育総務課長 西垣 功朗